

# 經濟論叢

第八十(十)卷 第五號

---

自由化と日本貿易……………	松 井 清	1
明治前期の「国立銀行」 における減価償却(承前)……………	高 寺 貞 男	26
ドイツ独占確立期における 自己金融と決算政策(一)……………	津 守 常 弘	51
日本地主制と農本主義……………	坂 井 好 郎	67

---

昭和三十六年十一月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# ドイツ独占確立期における自己金融と決算政策(一)

津 守 常 弘

は し が き

本稿は、公表会計上、いまなお支配的な地位を占めている動態論の典型を、さしあたり、生成期ドイツ(シュマールンバッハ)動態論に求め、それが現実にはたした役割の本質(現実的本質)を当時の経済過程・企業財務政策・配当政策、公表会計実務、公表会計制度・理論等の合法的関連のなかで分析しようとするものである。

分析は、(一)ドイツ動態論生成期・独占確立期における公表会計実務の現実的構造とその焦点、(二)独占的過大償却・秘密積立金制度確立の現実的基礎、(三)ドイツ独占確立期における静態財産計算制度・理論の転換と破綻、(四)シュマールンバッハ動態論の論理とその現実的本質という順序ですすめられる。

まず(一)においては、従来まったくかえりみられなかったドイツ独占確立期における公表会計実務の主要特徴の問題が詳細に

分析せられる。すなわち、ここでは、独占確立期におけるドイツ公表会計実務の主要特徴が、極端な貸借対照表非真実・不明瞭表示実務を一般的に内容とし、一マルク勘定多項目計上・百パーセント減価償却(過大償却・秘密積立金設定)実務を焦点とする独占的公表会計機構の確立にあったことを具体的に分析し、同時にかかる公表会計実務の現実的構造の分析に即して、いわゆる会計慣行成立の現実的な仕組み(独占体の中枢における公表会計実務の確立・従属会社へのその強制的移植・強制的一般化)かかる会計慣行の成立)を具体的に例証する。(二)では、上述の独占的過大償却・秘密積立金制度確立の経済的基礎の問題を、配当政策・企業財務政策の問題を媒介とし、ドイツ独占資本主義の根本的要求との関連において具体的に分析する。すなわち、ここでは、独占的過大償却・秘密積立金制度の確立という公表会計現象が登場したのは、稼得利益全額配当政策から配当安定化政策への移行という独占確立期に固有の企業財務現

象を直接の基礎とするものであること、しかもかかる企業財務現象登場の基礎には、さらに、独占体の支配を反映するあらたなる形態の競争戦によって条件づけられたドイツ独占資本主義の死活の要請が厥存することをあきらかにする。かくして、(一)(二)節は、合して、独占確立期のドイツ公表会計をめぐる現実過程の分析にむけられることとなり、その結果、この段階における経済過程・企業財務政策・配当政策、公表会計実務の合法的関連、すなわち公表会計実務の形成・推転の全体的な構造が究明される。かかる現実過程の分析をあらかじめおこなうのは、(三)以下における分析の出発点を確定せんがためである。

ついで(四)においては、(一)(二)における現実過程の分析を出発点として、かかる現実過程に照応する公表会計の制度・理論の側面、いいかえれば、周知の静態財産計算制度・理論から動態期間損益計算制度・理論への推移の問題を、一方におけるこれらの制度・静態論・動態論の相互にことなる役割と、他方におけるこれら相互の協働関係を明確化しながら、現実的に分析する。すなわち、(三)では、上述のごとき独占的過大償却・多数の一マルク勘定計上実務の制度化を中心内容とする制度上の転換現象(ドイツ商法典改正問題)と、かかる制度上の転換を主導し補完した静態論の転換・破綻現象を、その論理構造の特徴との関連において具体的に分析し、動態論生成の必然性を解明するための糸口をうることが試みられる。ここでは、また同時

に、公表会計制度と公表会計理論との相互関係、ならびに公表会計理論を媒介として公表会計実務・会計慣行が制度化されていく過程等を、制度上における正規の簿記の原則の導入、静態論内部における過大償却違法論から合法論への全面的な急旋回という歴史的事実の分析に則して究明する。最後に、(四)では、静態論に代って登場したシュマレンバッハ動態論の現実的な中心内容を、上述の分析結果に於てらして減価償却論に求め、これの動的減価償却論の論理構造と過大償却との関係を追求する。その目的は、シュマレンバッハ動態論の現実の本質を究明することにあり。ここでは、動態論が現実機能する企業会計上の場が公表会計であること、ならびにそれが、公表会計数値を価値から解放したという論理を構築することによって、結局、静態論にまさる過大償却・秘密積立金設定のための論理を提供したものであること等を一貫して論証する。

かくして、本稿においては、(一)(二)における分析全体をつうじて、ドイツ独占確立期における公表会計実務、配当政策・企業財務政策・経済過程、公表会計制度・理論という順序で、これらの合法的関連を具体的に究明し、そのなかで、動態論の現実の本質を分析したこととなるわけである。

(注)「ドイツ独占確立期における自己金融と決算政策」(一)(本号)(二)(次号)は、上述の(一)に相当する。(三)(四)の部分は、次々号以後、ひきつづき本誌に発表する予定である。

一 独占的過大償却！秘密積立金設定  
実務の一般化

一九一〇年、R・パソソウはつぎのようにべている。

「株式会社の貸借対照表作成にあたってのおもな恣意は、まことに広範に普及している過大減価償却である<sup>1)</sup>。「大体のところ、実務では減価償却の測定がはなはだしく恣意的におこなわれており、この点にこそ貸借対照表制度の最弱点が存在するといわざるをえない」(傍点原文)。

ドイツ独占資本主義の確立とともに、この国の公表会計実務は根本的な転換を経験した。すなわち、世紀の転換点を劃期として、過大償却！秘密積立金設定実務の異常に広範な普及という独占確立期に固有の、あらたなる現象が頭著にあらわれ、それがこの時期における公表会計実務(ひいては制度・理論)の焦点を形成するにいたつたのである。かかる転換過程と過大償却実務のきわだった問題性については、一マルク勘定を指標として作成された以下の統計数値によって、ほぼ完全に確認することができる。

表Iによれば、財務諸表公表会社中に占める一マルク勘定計上会社の割合は、独占確立期以前(一八八二年度)にはまことに寥々たるもの(一・五パーセント)である。これは、当時ドイツの大部分の企業における公表会計実務の支配的な傾向、す

ドイツ独占確立期における自己金融と決算政策(一)

表I

ドイツ株式会社における一マルク勘定計上実務の発展

	財務諸表公表会社			財務諸表を公表していない会社数(C)	ベルリン証券取引会 所上場会社 総数	(A) - %(A)+(B)
	1 マルク勘定計上会社数(A)	1 マルク勘定していない会社数(B)	計 (A)+(B)			
1882年度	10	394	404	62	466	2.5
1898 "	209	531	740	14	754	28.2
1905 "	421	498	919	41	960	45.8
1909 "	509	463	972	18	990	52.4

Saling's Börsen-Jahrbuch für 1883/84, Berlin 1883;  
Saling's Börsen-Jahrbuch für 1889/1900, Leipzig 1899;  
Saling's Börsen-Jahrbuch für 1906/1907, Berlin u. Leipzig  
1906; Saling's Börsen-Jahrbuch für 1910/1911, Berlin:Leipzig:  
Hamburg 1910. に掲載された各社の個々の貸借対照表数値にも  
とつき集計したもの。

なわち過少償却に傾斜した利潤償却！過大利益表示傾向を反映するものである。ちなみに、ドイツチェン・バンクが他企業にさきがけて「意識的な貸借対照表！配当政策の手段として」の秘

表Ⅱ アー・エー・ゲーにおける1マルク勘定計上実務の深化

	1マルク 表現 科目 数(A)	勘定 された 貸借 方総 数(B)	対照 科目 数 A/B %
1894年度 <sup>1)</sup>	—	?	—
1898年度 <sup>2)</sup>	9	45	20.0
1905年度 <sup>3)</sup>	14	59	23.7
1909年度 <sup>4)</sup>	22	62	35.5
1915年度 <sup>5)</sup>	26	74	35.1
1920年度 <sup>6)</sup>	31	69	44.9

- 1) Koebel-Tusk, E. *AEG. Energie-Profit-Vetreiben*, 1958, S. 29.
- 2) *Saling's Börsen-Jahrbuch für 1889/1900*, 1899, S. 1015.
- 3) *Saling's Börsen-Jahrbuch für 1906/1907*, 1906, S. 1272.
- 4) *Saling's Börsen-Jahrbuch für 1910/1911*, 1910, S. 1310.
- 5) *Zweite Beilage zum Deutschen Reichsanzeiger und Königlich Preussischen Staatsanzeiger*, No.293, Berlin, Montag, den 13. Dez. 1915, S. 4.
- 6) *Handbuch der Deutschen Aktien-Gesellschaften*, Ausgabe 1920/1921, 1922, Bd. II, S. 1822.

密積立金政策を採用しはじめたのは、ようやく一八七九年末以後のことである。だが、一八九〇年代後半から今世紀初頭にかけて、つまり独占確立期にいたるや事態は一変し、たとえ一九〇九年度には財務諸表公表会社中に占める一マルク勘定計上会社の割合は、じつに五二・四パーセントにも上昇する。貸借対照表上、一マルク勘定というかたちであらわれない過大償却も、もちろん相当数存在する。それゆえ右の数値は、過大償却と秘密積立金設定実務の普及度を最少限に表現したものにすぎない。また、かかる実務の発展がたんなる平面的・外延的な普及にと

の一般化が産業部門ごとにはむしろ不均等に進行したという事実を明示する。表Ⅲによれば、一九〇八年度において、かかる実務は重化学工業会社ととりわけ金属・機械工業会社にいちじるしく集中し、これらの会社と他の産業部門諸会社とのあいだにはきわだつた分界線が見出される。集積・集中過程の進展と全般的危機の開始にともない、過大償却実務は次第に全産業部門間に万遍なく滲透していくが、それにもかかわらず、重化学工業部門ととりわけ金属・機械工業会社におけるこの種実務の普及も集中度は依然として一般に高度である(表Ⅳ)。かような

どまるものではなく、内包的な、個々の企業内部におけるこの種実務のいっそうの深化の過程でもあったことは、一八九三／四年度以後「もともと首尾一貫して」「独占的過大償却政策」die monopolistische Abschreibungspolitik der Unterbewertung der Aktivaを採用するにいたつたアー・エー・ゲー Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaftにおける貸借対照表借方項目の推移によって典型的に例証される(表Ⅱ)。

一マルク勘定計上会社の産業別分布を検すれば、きわめて興味ぶかい結果があらわれる。すなわちそれは、過大償却と秘密積立金設定実務

表Ⅲ 1 マルク勘定計上会社産業別分布状態  
(ドイツ全域、1908年度)

	財務諸表公表会社			財務諸表を していない 会社数 (C)	上場 会社 総数	(A)
	1 マル ク計上 会社 数(A)	1 マル ク計上 していない 会社 数(B)	計 (A)+(B)			— %
銀行業	23	48	71	—	71	32.4
土地・倉庫業	27	23	50	—	50	54.0
金属工業	49	33	82	11	93	59.8
金属精錬業	44	58	102	6	108	43.1
石炭鉱業	20	20	40	8	48	50.0
機械工業	121	100	221	21	242	54.8
電機工業	28	42	70	6	76	40.0
金属・機械工業計	262	253	515	52	567	<b>50.9</b>
セメント工業	6	16	22	5	27	27.3
石油工業	4	5	9	4	13	44.4
石化工業	28	35	63	7	70	44.4
紙・セルロイド工業	24	32	56	4	60	42.9
繊維工業	5	6	11	6	17	45.5
製粉工業	8	91	99	9	108	8.1
砂糖製造業	9	21	30	6	36	30.0
醸造業	22	160	182	2	184	12.1
食品工業	136	389	525	21	546	25.9
食料工業	14	69	83	11	94	16.9
繊維工業	24	103	127	10	137	18.9
総計	592	1251	1843	137	1980	<b>32.1</b>

Handbuch der Deutschen Aktiengesellschaften, Ausgabe 1907/08, Bd. II. に掲載された個々の会社の貸借対照表数値にもとづき集計したもの。ただし銀行業、土地・建物・倉庫業については Saling's Bilanz- und Rentabilitäts-Tabellen, 1. Jahrg. 1910/11 から集計したもの。

事実は、ドイツにおける金融寡頭制がとりわけ金属・機械工業部門を中軸として確立したという周知の事実とあいまって、当時、過大償却・秘密積立金設定実務が独占的支配体系の網の目に即応して一般化せしめられたということを示唆している。(詳細は後述参照)。

以上により、ドイツ独占確立期において、金融寡頭支配の中軸たる重化学工業会社なかんづく金属・機械工業会社を中心として、多くの株式会社にあいだに、一マルク(備忘)勘定というかたちをとる過大償却・秘密積立金設定実務が異常に早激かつ広範に一般化しはじめ、それがこの当時のドイツ公表会計実

表IV 1 マルク勘定計上会社産業別分布状態 (ドイツ全域, 1919/20年度)

	財務諸表公表会社			財務諸表を公表していない会社(C)	上場会社総数	(A)
	1 マルク勘定計上会社(A)	1 マルク勘定していない会社(B)	計 (A)+(B)			—%
銀行・不動産・保険・信託	188	242	430	63	493	43.7
銀行・不動産・保険・信託	222	283	505	77	582	44.0
銀行・不動産・保険・信託	36	168	204	82	286	17.6
銀行・不動産・保険・信託	13	28	41	18	59	31.7
金銀・銅・鉛・鋅・鉄・鋼・機械・電機・化学・石油・石炭・その他	163	88	251	47	298	64.9
金銀・銅・鉛・鋅・鉄・鋼・機械・電機・化学・石油・石炭・その他	71	56	127	17	144	55.9
金銀・銅・鉛・鋅・鉄・鋼・機械・電機・化学・石油・石炭・その他	56	62	118	13	131	47.5
金銀・銅・鉛・鋅・鉄・鋼・機械・電機・化学・石油・石炭・その他	27	17	44	2	46	61.4
金銀・銅・鉛・鋅・鉄・鋼・機械・電機・化学・石油・石炭・その他	413	150	563	103	666	73.4
金銀・銅・鉛・鋅・鉄・鋼・機械・電機・化学・石油・石炭・その他	136	81	217	46	263	62.7
金銀・銅・鉛・鋅・鉄・鋼・機械・電機・化学・石油・石炭・その他	866	454	1320	228	1548	65.6
石油・石炭・化学・その他	7	25	32	3	35	21.9
石油・石炭・化学・その他	15	33	48	10	43	54.5
石油・石炭・化学・その他	40	69	109	3	112	36.7
石油・石炭・化学・その他	115	62	177	20	197	65.0
石油・石炭・化学・その他	31	8	39	5	44	79.5
石油・石炭・化学・その他	132	100	232	44	276	56.9
石油・石炭・化学・その他	30	18	48	4	52	62.5
石油・石炭・化学・その他	24	10	34	9	43	70.6
石油・石炭・化学・その他	62	48	110	15	125	56.4
石油・石炭・化学・その他	19	106	125	5	130	15.2
石油・石炭・化学・その他	50	259	309	14	323	16.2
石油・石炭・化学・その他	51	74	125	17	142	40.8
石油・石炭・化学・その他	28	30	58	13	71	48.3
石油・石炭・化学・その他	16	14	30	1	31	53.3
石油・石炭・化学・その他	43	29	72	27	99	59.7
石油・石炭・化学・その他	59	75	134	27	161	44.0
石油・石炭・化学・その他	199	207	406	66	472	49.0
石油・石炭・化学・その他	44	109	153	2	155	28.8
石油・石炭・化学・その他	301	240	541	6	547	55.6
石油・石炭・化学・その他	49	30	79	3	82	62.0
石油・石炭・化学・その他	81	91	172	57	229	47.1
石油・石炭・化学・その他	19	31	50	3	53	38.0
石油・石炭・化学・その他	126	275	401	183	584	31.4
石油・石炭・化学・その他	15	21	36	5	41	41.7
総計	2884	3121	6005	1010	7015	48.0

Handbuch der Deutschen Aktiengesellschaften, Ausgabe 1921/22, Bd. I, 1922; Ausgabe 1920/21, Bd. II, 1921に掲載された各社の個々の貸借対照表数値にもとづき集計したものの。

務の焦点を形成するにいたったことがあきらかであろう。  
 さて、幾多の実例(1)のしめすところによれば、独占確立期におけるドイツ諸企業の過大償却(2)秘密積立金設定額は、(たとえ今日のそれとは比較にならないとしても)相当多額のものである。  
 離が意識的に極度に拡大されるにいたったことはあきらかである。たとえば、この点に関連して当時の一會計学者はいう。「計  
 った表V)。そのため、公表資産・利益額がいちじるしく過少に表示され、公表される資産・利益と実際の資産・利益との背

表V

主要会社・産業部門における秘密積立金設定状況(20世紀初頭)

会社または産業部門名	年 度	資本金額(A) マルク	秘密積立金(推計) 額 マルク(B)	(B)/(A) %	備 考	
1) アー・エー・ゲー	1904年	100,000,000	32,000,000 <sup>***</sup>	32.0	* 機械・工具等に設定されたもののみ ** 長期資本参加に設定されたもののみ *** (A)欄は固定資産価額	
2) ドイツェ・バンク	1910年代初頭	200,000,000	70,000,000	35.0		
3) 化学工業201社 (うち大化学工業27社)	1906/07年	620,465,600,000 <sup>***</sup>	147,761,300,000	23.8		
	"	100,405,000,000	~171,241,100,000 36,547,200,000 ~41,270,300,000	~27.6 36.4 ~41.1		
4) ルール地方石炭鉱業17社	1907年	132,672,103	136,185,110	102.6	株式相場を基礎にした推計。紙面の都合上、個々の会社ごとに表示せず、総計のみを示す。	
5) ベルリン証券取引所上場石炭 鉱業15社	1909年	454,318,800	389,228,992	85.7		
6) エッセンおよび デュッセルドルフ証券 取引所上場石炭鉱業23 社	1909年	計	214,090,356	122,961,938		57.4
		下位4社	10,742,188	-2,940,733		-27.4
		中位8社	24,444,503	11,011,490		45.1
		上位11社	178,903,665	114,891,181	64.2	

- 1) Zimmermann, H., *Die Jahresbilanz der Aktiengesellschaft usw.*, 1912, S. 310.; Passow, R., *Die Aktiengesellschaft*, 1922, S. 279.; *Saving's Börsen-Jahrbuch für 1906/1907*, 1906, S. 1270. 等による。
- 2) Zimmermann, H., *a. a. O.*, S. 310.; *Die Bank*, I. Semester 1914, S. 300.
- 3) Grabower, R., *Die finanzielle Entwicklung der Aktiengesellschaften der deutschen chemischen Industrie und ihre Beziehungen zur Bankwelt*, Staats- und sozialwissenschaftliche Forschungen, Heft 144, 1910, S. 47. 99. 152. 177. の数値をもととして推計。
- 4) Herrgen, A., *Aktiengesellschaften und Gewerkschaften des Ruhrkohlen-Bergbaues*, *ZfHf*, 3. Jg. 1908/1909, S. 268-287. における推計にもとづき集計。
- 5) Krüger, H., *Die an der Berliner Börse gehandelten Steinkohlenaktien*, *ZfHf*, 5. Jg. 1910/1911, S. 620-633. における推計にもとづき集計。
- 6) Schmitz, H., *Die an der Essener und Düsseldorfer Börse gehandelten Steinkohlenaktien*, *ZfHf*, 6. Jg. 1911/1912, S. 399-423. における推計にもとづき集計。ランキングはH.シュミットによる。



算上の利益をできるだけ高くすることがのぞましい場合には、積極財産もまた高く評価され、計算上の利益が実際の利益よりも低いことがのぞまれるならば、より低い評価がえらばれて、まことに過度の減価償却がおこなわれ、たとえ会計年度中のすべての新調達部分が数十万あるいは数百万マルクにたつする場合でも、それは一般におそらく積極財産として計上されなければならないであろう。貸借対照表および配当提案に就いて決議されるべき審査役会議に、決議するべき配当に応じて、幾通りもの貸借対照表が選択のために提出されることは稀なことではない。その場合、通常、本来可能であるよりもすくなく分配するべき配当率にたいしては、それぞれ、それに照応する、よりたかめられた減価償却がおこなわれる。それゆえ、利益は、非常に客観的に作成せられた貸借対照表から単純に計算されるのではない。むしろ、いかほどの利益がのぞまれているかによって、貸借対照表が粉飾されるのである(「傍点引用者」)。

独占資本主義の確立は、過大償却・秘密設立金設定実務・実際の利益と公表利益とのいちじるしい分裂・極端な貸借対照表非真実表示実務を登場せしめる。ここからして、かかる極端な非真実表示実務と結合して、極端な貸借対照表不明瞭表示実務が登場し、それが前者を補完・促進するであらうことも理解するにたかたくない。

(1) Passow, R., *Die Bilanzen der privaten Unternehmen*

*ungen*, 1. Aufl., 1910, S. 264 u. S. 146-7. など類似の書籍をめぐって。Vgl. Denkschrift zu dem Entwurf eines Handelsgesetzbuchs und eines Einführungsgesetzes, 1897, S. 47. (Barth, K., *Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts*, Bd. I, 1953, S. 174.); Simon, H. V., Betrachtungen über Bilanzen und Geschäftsberichte der Aktiengesellschaften aus Anlass neuerer Vorgänge, *Festsache der Juristischen Gesellschaft zu Berlin*, 1903, S. 412.; Schmalenbach, E., Über Mängel des Buchführungsrechts, *Zeitschrift für handelswissenschaftliche Forschung (ZHF)*, 2. Jahrg. 1907/8, S. 297.; Schif, F., *Die Wertminderungen an Betriebsanlagen usw.*, 1909, S. 18, usw.

(3) 統計製作上の指標として「ベルク勘定」Ein = Mark-Konto・「備取項目」Erinnerungs-od. Promemoria-posten を採ることは「この場合のこの命令的のせいで、なぜなら、それが過大償却による秘密設立金設定の「最高形態」(Großmann, H., Artikel "Versteckte und stille Reserven", in: Findisen, F., *Die Reserven der Unternehmen*, 1922, S. 116.) である「典型的表現」die typischen Vertreter (Buche, R., *Die stillen Reserven, ihre betriebswirtschaftliche und betriebspolitische Bedeutung für die Industrie-Aktiengesellschaft*, 1934, S. 65.) であることは周知のとおりである。

表VI  
ルール地方石炭鉱業会社の減価償却事情

年 度	配当率 (A)	減価償却率 (B)	積立金設定率 (C)	(A)/(B)	(A)/(C)
1873	18.20	6.40	2.80	2.84	6.50
1874	12.16	4.28	1.87	2.84	6.50
1875	4.50	1.58	0.69	2.85	6.52
1876	2.07	0.73	0.32	2.84	6.47
1877	1.51	0.53	0.23	2.85	6.57
1878	1.47	0.52	0.23	2.83	6.39
1879	1.55	0.54	0.24	2.87	6.46
1880	2.77	0.97	0.43	2.86	6.44
1881	2.28	0.80	0.35	2.85	6.51
1882	2.55	0.90	0.39	2.83	6.54
1883	3.83	1.35	0.59	2.84	6.49
1884	2.41	0.85	0.37	2.84	6.51
1885	2.13	0.75	0.33	2.84	6.45
1886	2.17	0.76	0.33	2.86	6.58
1887	2.25	0.79	0.35	2.85	6.43
1888	2.98	1.05	0.46	2.84	6.48
1889	5.46	1.92	0.84	2.94	6.50
1890	13.64	4.80	2.10	2.84	6.50
平均	4.55	1.60	0.70	2.84	6.50

Goetzke, W., *Das Rheinisch-Westfälische Kohlen-Syndikat und seine Wirtschaftliche Bedeutung*, 1905, S. 72. より作成。

\* 減価償却率は、ここでは資本金にたいする償却費の比率として計算されている。

といわれている)の「一八七六—一八八五年にわたる間の事情についてみれば、この一〇年間に平均「二・六七パーセントの配当が支払われただけであり、それも、不自然な高さにまで上昇した設備勘定にたいして不十分な減価償却しかおこなわなかった結果のみ」(Goetzke, W., a. a. O., S. 71, 73.)である。この調

(4) 独占確立期以前のドイツ諸企業の減価償却事情にかんする詳細な資料は、筆者の知るかぎりほとんど存在しないが、幸いルール地方石炭鉱業会社に関するものが比較的完備したかたちで散在している。これら数少ない資料によれば、独占移行期におけるこの部門の公表会計実務の支配的な傾向

は、過少償却に傾斜した利潤償却・過大利益表示傾向であった。たとえば表VIによれば、七〇—九〇年代にかけてのルール地方石炭鉱業会社においては、きわめて少額の「利益分配のみを可能ならしめるために、許しえないほどの少ない金額に減価償却費が制限せられ」たこと、配当率・積立金設定率・減価償却費の割合等の相互の関係がしめすごとく、もっぱら利潤償却がなされ、たゞ業績良好な数年間のみ充分の償却がおこなわれ」(Goetzke, W., a. a. O., S. 73.) たこととあきらみかである。また、同地方における石炭鉱業株式会社二五社(資本金総計約一、五〇〇万マルク。ただしW・ゲツツケによる。H・V・ジモンによれば「二三社」といわれている)の「一八七六—一八八五年にわたる間の事情についてみれば、この一〇年間に平均「二・六七パーセントの配当が支払われただけであり、それも、不自然な高さにまで上昇した設備勘定にたいして不十分な減価償却しかおこなわなかった結果のみ」(Goetzke, W., a. a. O., S. 71, 73.)である。この調

査をおこなったドルトムント上級鉱山監督局管区石炭鉱業連盟 Verein für die bergbaulichen Interessen im Ob-obergarnsbezirk Dortmund は、当時適用されていた各社の償却率を詳細に比較検討した結果、ひとりケルゼン・キルペン鉱業会社 Gelsenkirchener Bergwerks-Aktien-Gesellschaft の償却率のみが適当であると考えられること、他方調査対象になった諸会社の大部分が償却不足の状態にあり、過去一〇年間の推定必要償却額約四、一七五万マルクをたいし約一、二五〇万マルクにおよぶ償却不足が存在することを指摘したのも、このとき結論をくだしている。「全体としてみれば、石炭鉱業株式会社諸企業は、問題の一〇年間に、止当な商人的原則によって分配可能な配当をうみだしたのではなかったのだという確信を表明しなうわけにはいかならう」(ズト・シモン、H. V., Die Bilanzen der Aktiengesellschaften und der Kommanditgesellschaften auf Aktien, 2. Aufl., 1888, S. 387-9)。

銀行家 (z. B., Vgl. Bosenick, A., Neudautsche gemischte Bankwirtschaft, Bd. I, 1912, Anlage IV, S. 220-236; Baecker, W., Die deutschen Banken im Jahre 1915, Sonderabdruck aus dem Deutschen Oekonomist, 1916, S. 3-4.) を除けば、その他の産業部門の総合的な事情を正確に確認しうるまとまった資料はほとんど入手しえないが、配当支払状況(配当率等級別分布、無配会社比率)・積立金設定状況・純利益年別推移等 (z. B., Vgl. Wagon,

表Ⅶ 大混合製鉄・製鋼企業＝ローテ・エルデにおける減価償却事情

年度		1881/82年度 償却率 (%)	1882/83年度 償却率 (%)	1881/82年度期首在高を基準とした場合の2ヶ年間の償却率
土地	—	—	12.95	12.95
建物	26.45	38.39	54.69	54.69
延焼およびその他不動産	25.53	49.02	62.04	62.04
動産	40.61	10.44	46.81	46.81

- 1) Rabius, W., *Der Aachener Hütten-Aktien-Verein in Rote Erde 1846-1906, Die Entstehung und Entwicklung eines rheinischen Hüttenwerks, Volkswirtschaftliche und wirtschaftsgeschichtliche Abhandlungen*, 1906, Neue Folge—8. Heft, S. 120. より作成。
- 2) 上衣の両年度は、トーマス製鋼法採用直後に相当する。
- 3) 第1次大戦前における機械・設備の通常の耐用年数は、平均10年ないし15年とされている (Prion, W., *Selbstfinanzierung der Unternehmungen*, 1931, S. 22.)。

F., *Die finanzielle Entwicklung deutscher Aktiengesellschaften von 1870-1900*, Sammlung nationalökonomischer und statistischer Abhandlungen, Bd. 39, 1903, S. 173-212.) を仔細に検討すれば、独占移行期における他の産業部門諸会社の減価償却事情も、右のルール石炭鉱業会社の場合とおおむね同様であったことが推察される。

なお、この時期において、すでに一部の大企業のみならず、過大償却の傾向があらわれていた(表Ⅲ参照)ことにも注意を要する。

- (5) Rosendorff, R., *Was müssen die Aktionäre und Verwaltungen von neuem Aktienrecht wissen?*, 1932, S. 97-98.
- (6) 財務諸表公表会社中に占める「マルク勘定計上会社」の割合は、広義の金屬工業部門において、ことに高い。たとえば、金屬工業会社「八五・一」、機械・車輛・軌条工業会社「七七・三」、電機工業会社「六一・八(ペーセント)」等。
- (7) Koebel-Tusk, E., *IEG, Energie-Profit-Verbrechen*, 1958, S. 29.; Grünstein, F. S., *Beiträge zur Entwicklungsgeschichte der deutschen Elektrizitäts-Konzerne*, 1916, S. 64-5.
- (8) Rosendorff, R., *a. a. O.*, S. 98.
- (9) Koebel-Tusk, E., *a. a. O.*, S. 30.
- (10) Jeidels, O., *Das Verhältnis der deutschen Großbanken*

zur Industrie mit besonderer Berücksichtigung der Eisenindustrie, 1905, S. 108. (В. И. Ленин, Империализм, как высшая стадия капитализма, Сочинения, 4. изд., том 22, стр. 193.)

- (11) たとえば、Vgl. Rabius, W., *a. a. O.*, S. 119-120.; Redlich, F., *Die volkswirtschaftliche Bedeutung der deutschen Teerfarbenindustrie*, 1914, S. 36.; Stillech, O., *Steinkohlenindustrie*, Nationalökonomische Forschung auf dem Gebiete der großindustriellen Unternehmung, Bd. I, 1906, S. 127, S. 212, S. 294-5.; Guttenberg, H., *Die Aktiengesellschaften der Elektrizitätsindustrie*, 1912, S. 37.; Burghard, F., Die Geschäftskosten in deutschen Grossbankgewerbe, *Die Bank*, I. Semester 1914, S. 153-4.; Zimmermann, H., *Die Jahresbilanz der Aktiengesellschaft usw.*, 1912, S. 309-10.; Prion, W., Selbstfinanzierung und Dividendpolitik, alter Brauch—neues Wort, *Die Bank*, 1930, S. 9. usw. なお、秘密積立金に関する著名な特殊研究をおこなったR・ローゼントルンは、当時の諸会社が「その積極項目のなかに資本金総額の五〇—六〇ペーセントに相当する秘密積立金をかくしていた」(Rosendorff, R., *Die stillen Reserven der Aktiengesellschaften*, 2. Aufl., 1917, S. 75.) という事実を指摘しているといわれる。(Hansmann, F., Besprechung über Rosendorff, R., Die

stillen Reserven der Aktiengesellschaften, 2. Aufl., 1917, *Dank-Anzeige*, 16. Jg. 1916-17, S. 340.)

(7) たとえ<sup>34)</sup> Vgl. Altmann, E. u. a., *Westdeutschland unter dem Gesetzen der Reproduktion des Kapitals und die Arbeitverhältnisse*, 1960, S. 348. (一ノ瀬秀文稿会計からみた独占利潤)『経済セミナー』一九六一年六月号三九頁)。

(8) Passow, R., *Die Bilanzen der Privatien und öffentlichen Unternehmungen*, 3. Aufl., Bd. II, 1923, S. 62.

## 二 貸借対照表不明瞭表示実務の進展。

### 秘密減価償却

世紀の転換点は、ドイツ公表会計実務上、貸借対照表不明瞭表示傾向が全面化し深化したという意味においても、劃期的な転換点であった。たとえば一九〇一年、「ドイッチャー・エコノミスト」誌はつきのごとく指摘している。

「われわれは、すでにこの箇処で、大銀行の報告がいかにかますます解説しがたいものになっているか、また現在の報告書の作成方法がいかにはなはだしく大銀行(わが国民経済にたいするこの大銀行の重要性は、それらによってかきあつめられる大量の資本によって年々たかまわっている)の事情を多数の公衆に理解しがたくするのに寄与しているかをくりかえし強調してきた」(傍点原文)。

留意すべきは、銀行研究家 E・ハイネマンが当時すでに表面的にはあれ感知していたごとく、大規模な資本の集積・集中過程が進行し「大銀行が幾千もの糸で……一般公衆とむすびつき」(全世界を包みこむ)までに社会化し、「それゆえ、たんに株主・預金者のみならず社会全体が諸銀行の財産状態に通曉する確固たる権利を有する」までに事態が進行したその瞬間に、逆に大銀行の公表する貸借対照表・営業報告書等の内容がますます貧弱・不明瞭化する傾向があらわれたという点である。このことは、一般に公表会計実務の発展が株式会社の社会的性格の発展に直接にもとづくものではなく、反対にその私的・独占的性格の側面に関連して進行する現象であることを明示している。つまり、公表会計実務なるものは、本来、株式会社の私的・独占的性格の強化手段にはかならず、それゆえ株式会社の社会的意義が増大すればするほど、また正確にして信頼しうる情報が社会的につよく要請されるようになればなるほど、不明瞭・非真実表示傾向をつよめることとなる。

さて、かかる貸借対照表不明瞭表示傾向は、当時、大銀行等の公表財務諸表をさして「バリュムベスト」・「茶番」・「数字の遊戯」・「不可解きわまる文書」: *eine Buch mit sieben Siegeln* などと呼ばはしめるほどにまで極点にたつしたが、なかでもその焦点にうかびだしたのは「シンジケート勘定」*Konsozial-Konto* と「有価証券勘定」とにほかならなかった。

「貸借対照表を判断するにあたってたゞざる悲嘆を形成するのは、シンジケート勘定ならびに貸付金勘定 Konsortial- und Debitorenkonto の数値である。貸借対照表が公表された場合、毎年これら両勘定の実際の在高に関する気がかりな問題が生ずる。最有名諸銀行は、ここ数年來、解說的な報告書のなかでその合計の実体をしめすことなく、有価証券勘定在高とシンジケート勘定在高とをひとつの勘定に合算している。諸銀行が競争者を顧慮して、その財産状態のあらゆる詳細を公衆の目にさらすのをやめていることはあきらかである」。一八九三年度まで、シンジケート業務からえられた利益と有価証券業務からえられた利益とを区分表示していたベルリン商業銀行 Berliner Handelsgesellschaft が、一八九四年度以後、それらを一括計上するにいたったという事実<sup>9)</sup>、その他、外国国債・外国自治体公債・外国鉄道優先株とドイツ国内工業企業社債との一括計上、「取引所上場証券」と「非上場証券」という不鮮明な区分、「上場証券」のなかへの国債・コンソル公債・工業社債の一括計上、「当座業務」"laufende Operation" という曖昧な勘定名の利用等々<sup>9)</sup>。

「日刊紙の商業通信欄において、二大電機会社（「アー・エー・ゲー」およびジーマンヌ・ハルスケ）の貸借対照表および一部分はその子会社の貸借対照表が、しばしば企業の実際の財務的変遷についてすこしも明瞭な視念をあたえないほど概括的に作成され、ひじょうに不明瞭な統轄項目をふくんでいるという不平がべられていた。ときには、決算書作成にあたって、もっとも重要な諸事実がまったくかくされているかごまかしたかたちで表現されており、そのため企業の本来の所有者すなわち株主がその会社の變遷について法律上要求しうるしまた期待しうるものにくらべると、ごくすこしのことがらしか知らされていない。そこで、たとえばアー・エー・ゲーの株主総会において、数十年來蓄積された秘密積立金の金額についてならんら表現されていないとか、有価証券売却益が明示されていないとか、貸借対照表にどのようなうなかつたものでものべられていない機械・工具にたいする減価償却（秘密減価償却）が年々多額におこなわれているとかいいう不平の声が、個々の株主の側からあげられるほどである。

このような場合、取締役は、その詳細な報告のなかには競争企業を顧慮したうえでいうことのできるすべての事項がふくまれていると答えるのがつねであって、いかなる場合にも、公衆はこの限界をこえて企業の内部事情について知ることができないのである<sup>10)</sup>」。

「もちろん、日刊紙上でも、最近大企業において發展した貸借対照表作成方法に関する批判的所見にこと欠かない。利益全体がひとつの総計で報告され、この総計のなかに、製品の販売からえられた収益と金融業務からえられた収益 die Erlöse des Fabrikations- und Finanzgeschäfts が合算されているということが指摘されている。総益確定にすぎだっておこなわれる減価償却「秘密減価償却」の大部分が貸借対照表から明瞭にのみとることができない……ということが非難されている。」

かように、ドイツ独占確立期における公表会計実務の主要特徴のひとつは、有価証券勘定・シンジケート勘定の粉飾「不明瞭表示を中軸とする貸借対照表不明瞭表示傾向のいちじるしい深化である。そして、この有価証券勘定・シンジケート勘定の粉飾を中軸とする不明瞭表示実務は、とりわけ金融業務に関係ぶかい大銀行、独占的工業企業の親会社（工業・金融会社）において採用されたいわゆる「秘密減価償却」innere interne od. vorweg verrechnete (unsichbare) Abschreibung を媒介として、既述の過大償却＝秘密積立金設定実務と密接不離にむすびつけられる。すなわち、損益勘定への集合以前の内部処理をつうじておこなわれるこの秘密減価償却は、一方では金融業務からえられた利益を「貸借対照表の背後で」隠蔽・留保し（<sup>16</sup>）つねなる Vorabuchung von Gewinnanteilen）、他方では減価償却の内容・過大償却の事実を不明瞭ならしめることによ

例(1) A. E. G.における秘密減価償却処理(仕訳例)

有価証券勘定または資本参加勘定 ×××

減価償却費勘定 ×××

(有価証券および資本参加からえられた利益を減価償却費勘定に振替える)

例(2) Disconto-Gesellschaft における秘密減価償却処理を暗示する数字例

	1891年度	1892年度	1893年度
有価証券および繰越取引からえられた利益 (Gewinn aus Effekten und Reports)	2,446,079MK	1,716,800MK	3,043,550MK
シンジケート 勘定評価減 (Abschreibung auf Konsortialkonto)	2,446,079MK	1,716,800MK	3,043,550MK

って過大償却実務を補完し(例(1)<sup>17</sup>)、あるいはシンジケート勘定・有価証券勘定在高を過少表示し(例(2)<sup>18</sup>)資本参加を一マルクで表示することを可能ならしめるのである。なお、かかる粉飾的処理法は、配当支払いの枠を正則業務からえられた利益に限定し、不正則業務から生じた利益を企業内に隠蔽・留保するという、当時大銀行のあいだで採用されはじめ次第に独占的工業—金融会社に変形移植されつつあった一定の配当政策—配当安定化政策を支える「独特の利益計算政策」の一部をなすものであった。

以上、ドイツ独占確立期において、独占企業を中心として有価証券勘定・シンジケート勘定の不明瞭表示を基軸とする極端な貸借対照表不明瞭表示政策が採用され、それがなかんづく秘密償却を媒介として秘密積立金設定実務と有機的に結合していたことを知る事ができる。過大償却—秘密積立金設定実務は、かくして貸借対照表不明瞭表示実務によって促進・補強され、その結果、公表される資産・利益と実際の資産・利益との分裂は、この段階において極度に拡大されることとなる。

独占確立期以前においても、部分的には過大償却—秘密積立金設定実務は存在し、一般に、公表される資産・利益と実際の資産・利益との分裂が過大表示か過少表示かのいずれかの形態をとって存在したという事は、たしかに歴史的事実の明示するところである。そして、かかる分裂・公表会計における隠蔽曲

飾という事実が一定の現実的效果をもたらしたし独占資本の利益に合致する点にこそ、企業の内部会計(簿記)とは独立した公表会計が成立せしめられる根拠があったわけである。この意味で、本来、独占、企業の株式会社形態、公表会計、公表される資産・利益と実際のそれとの分裂(秘密積立金・秘密損失)等々は、内的に不可分の関連にある。しかし、独占確立期にいたるや、財産・利益の現実内容と公表内容との分裂は、おもに資産・利益の過少表示—秘密積立金設定に傾斜しながら全面的なものとなり一マルク勘定に典型的表現をみるごとく公然たるものとなる。

ここでは公表される資産・利益と実際の資産・利益との分裂・秘密積立金の設定はならぬ秘密ではなくなる。このことは、すでに、ドイツ独占確立期における一マルク勘定計上実務—秘密積立金設定実務が、秘密積立金設定の周知の効果である配当制限・課税負担の軽減・賃上げの抑制等をこえて、さらに積極的になんらかの効果を期待して遂行されたことを予想せしめるものである。事実、当時のドイツ独占的株式企業は、過大償却—秘密積立金の設定をつうじて、公表される資産・利益数値の隠蔽曲飾を試みたばかりでなく、それら数値が隠蔽曲飾された結果をしめすものであるという事実そのものを公表することによって一定の企業財務政策上の効果をえようとしたのであった。かようなドイツ独占的株式企業の意図は、いうまでもなく、これら株式会社によって作成された貸借対照表形式のうえに赤



裸々におかれてゐる。

- (1) *Deutscher Ökonomist*, 1901, S. 106. (Weber, A., *Depositenbanken und Spekulationsbanken*, 3. Aufl., 1922, S. 295. Anm. 1.) 類似の指摘については Vgl. Weber, A., *a. a. O.*, S. 295ff.; v. Schulze-Gaevernitz, G., *Die deutsche Kreditbank, Grundriss der Sozialökonomik*, V, II., S. 18.; Hecht, F., Referat zu den Störungen im deutschen Wirtschaftsleben während der Jahre 1900ff., *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bd. 113, 1904, S. 158-9. u. S. 205ff.; Heinemann, E., *Buchungsmethoden in Banken, Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bd. 110, 1903, S. 394ff.; Bosenick, A., *a. a. O.*, S. 93-4.; Lindenberg, O., *Die Gefahren im deutschen Bankwesen*, 1901, S. 7-20. usw.
- (2) Heinemann, E., *a. a. O.*, S. 393.
- (3)(4) Eschwege, L., Tochtergesellschaften, *Die Bank*, I. Semester 1914, S. 545, S. 550.
- (5) Heinemann, E., *a. a. O.*, S. 399.
- (6) Lindenberg, O., *a. a. O.*, S. 19.
- (7) Heinemann, E., *a. a. O.*, S. 394.; auch St. Wiewiórowski, *Einfluß der deutschen Bankenkonzentration auf Krisenerscheinungen*, 1912, S. 81.; Rosendorff, R., *Die Bilanz als Grundlage der Besteuerung*, 2. Aufl., 1920, S. 38.

- (8) Bosenick, A., *a. a. O.*, S. 80.
- (9) Heinemann, E., *a. a. O.*, S. 395.; Hecht, F., *a. a. O.*, S. 159f.; Bosenick, A., *a. a. O.*, S. 78-82.
- (10) Hecht, F., *a. a. O.*, S. 153-8.
- (11)(12) Grünstein, F. S., *a. a. O.*, S. 60-1, S. 62.; Vgl. auch Geist, E. H., *Der Konkurrenzkampf in der Elektrotechnik und das Geheimkartell*, 1911, S. 38.
- (13) Großmann, H., *Die Abschreibung vom Standpunkt der Unternehmung usw.*, 1925, S. 209. 本条の秘密準備金規定による秘密準備金の設定とその取崩しについては「*銀行*」 Vgl. Jacobs, H., *Die stillen Reserven in der bilanzmäßigen Erfolgsrechnung*, 1927, S. 49-50.; Buche, R., *a. a. O.*, S. 117.; Burghard, F., *a. a. O.*, S. 154.; Rosendorff, R., *Die Bilanz als Grundlage der Besteuerung*, 3. Aufl., 1920, S. 36-7.
- (14) Prion, W., *Selbstfinanzierung der Unternehmungen*, 1931, S. 21.
- (15)(16) Großmann, H., *a. a. O.*, S. 278.
- (17) Weber, A., *a. a. O.*, S. 299.
- (18) *Handbuch der Deutschen Aktiengesellschaften* 〇 249<sup>2</sup>
- (19) Prion, W., *a. a. O.*, S. 20-1.
- (20) z. B., Vgl. Jacobs, H., *a. a. O.*, S.1.; Obst, G., *Die stillen Reserven der Aktiengesellschaften, Zeitschrift für Handelswissenschaft und Handelspraxis*, 10. Jahrg. 1917/18, S. 146. usw.